

日建連発第 136 号
平成 26 年 10 月 16 日

企業会計基準委員会 御中

**公開草案「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による
修正会計基準によって構成される会計基準）（案）」に対するコメント**

我々は、貴委員会が、我が国における国際会計基準（IFRS）の任意適用の拡大、並びに、IFRS に関する国際的議論における我が国の立場からの意見発信に努力されていることに、深甚なる敬意を表するとともに、公開草案「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）（案）」（以下「本公開草案」という。）に対してコメントする機会をいただいたことに感謝いたします。

本公開草案につきましては、今後の我が国における会計基準のあり様を考える上で、いくつかの視点で考慮すべき論点があるものと思料されますので、我々のコメントを本状に添付いたします。

本コメントが、貴委員会にとって、IFRS のエンドースメント手続に際してのご参考となれば幸甚に存じます。

一般社団法人 日本建設業連合会
会計・税制委員会 会計部会
部会長 渡辺 英人

ASBJ 公開草案 「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による
修正会計基準によって構成される会計基準）（案）」に対する日建連コメント

質問 8：その他

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

【回答】

本公開草案の公表に際して、我が国企業が適用する会計基準の今後の動向について、いくつかの視点から考慮すべき事項があると考えられるので、以下のとおり意見を提起します。

（１）修正国際基準設定の効果並びに今後について

① 修正国際基準設定の効果

「修正国際基準」の設定は、2013 年 6 月に企業会計審議会より公表された「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」の提言に基づく IFRS のエンドースメント手続きにより、我が国における IFRS の任意適用の拡大を促進することを目的とするものとされているが、以下で述べるとおり、期待される効果を達成し得るかについては、若干の懸念があると考えられる。

すなわち、「修正国際基準」は、必要最小限の「削除又は修正」として、「のれんの非償却」、「その他の包括利益（OCI）のリサイクリング処理及び当期純利益（純損益）に関する項目」の 2 つの項目への修正を加えることにより、我が国企業へ IFRS の任意適用を働きかけるものであるが、真にグローバルな展開を行う企業が、「ピュア IFRS」を選択せず、前記 2 項目を選択できることを理由に「修正国際基準」を敢えて選択して適用するためには、「修正国際基準」の認知度・普及度が、相当程度以上に高まるなどの状況が必要となるものと考えられる。

加えて、IASB が「修正国際基準」を IFRS として認めるのか否かに関して、否定的な見解が示されているとの報道がある。企業が「修正国際基準」の任意適用を検討する上で、「修正国際基準」が IFRS として認められるか否かは重要な判断材料であり、明確にされるべきポイントであると考えられる。

仮に、「修正国際基準」が IFRS として認められないのであれば、企業が相当な負担を行ってまで「修正国際基準」を適用するインセンティブが働かないのではないかと考えられる。

② 今後 修正国際基準はどうなっていくのか

今回実施が図られる「修正国際基準」の設定は、初度エンドースメント手続きとして行われるものであるが、これ以降に実施される今後のエンドースメント手続きにつ

いては、『「修正国際基準」の公開草案の公表にあたって』において、「IASBにより公表される会計基準等の適用時期やエンドースメントを行うために要する期間を考慮して決定することになると考えられる」とした上で、「詳細については、初度エンドースメント手続きが終了した段階で定める」とされている。実務上の今後の基準の変更のイメージが見通しづらい状態となっており、より具体的な手順が提示される必要があるものと考えられる。

また、本件エンドースメント手続きの目的が、ともすれば IASB に対する日本サイドからの意見発信のための手段・方策でもあるかのように映る面があるが、そうした目的（日本からの意見発信）を実現するためであれば、会計基準の公表という社会並びに経済界への影響の強い方法でなく、他の方法により行われるべきと考えられる。

（２）４つの会計基準と日本基準の将来展望について

① ４つの会計基準が併存する状態

「修正国際基準」の任意適用が可能となることにより、現行の「日本基準」、「米国基準」及び「ピュア IFRS」に「修正国際基準」が加わり、我が国では４つの会計基準が並存することになる。

裏を返せば、現状において「日本基準」を適用している企業は、適用が限定されている「米国基準」はともかく、「ピュア IFRS」と「修正国際基準」のどちらか自社に都合の良い基準を選択して適用することが可能となる。

こうした状況は、単一で高品質な国際基準を策定するという本来の趣旨に反するものと思われ、財務諸表の企業間比較の有効性の観点からも問題があると考えられる。

② ４つの会計基準が収斂したときの「日本基準」の位置づけは

『「修正国際基準」の公開草案の公表にあたって』において、“将来的な我が国・IASB の議論次第では「修正国際基準」で修正する２項目に関する差異が解消され得るもので、修正・削除は“当面の取扱いであると位置づけることが適当”とされており、「ピュア IFRS」と「修正国際基準」が当面の期間の議論を経て、同等なものとなる可能性が想定されている。仮に「ピュア IFRS」が「修正国際基準」に同一化した場合、IFRS と「日本基準」の関係が曖昧となり、「日本基準」の更なる IFRS への同一化が図られるのかどうかなどについて、不透明感が生じることとなる。これに関連し、下記項目の単体決算との関連も踏まえ「日本基準」の位置付けについて、方針が示されるべきものと考えられる。

③ 単体決算における「日本基準」の取扱いはどうなるのか

「ピュア IFRS」や「修正国際基準」についての議論が行われる場合、まず、我が国

における単体の財務諸表の取扱い（金融商品取引法並びに会社法の双方）に対する方針が明確にされるべきであると考えられる。

今後も単体財務諸表の作成ルールとして「日本基準」が維持されるとしても、連結基準が少なからず単体基準へ影響を与えてきたことを考慮すると、「日本基準」の将来の位置付けに対する不透明感・不安感が生じる。具体的には、エンドースメント手続きを経た「修正国際基準」が将来的に「日本基準」として置換されていくのではないかとの懸念である。グローバル展開を行う企業が自らの意志で IFRS（「ピュア IFRS」または「修正国際基準」）を適用していくことは何ら問題ないが、それはあくまで強制適用ではなく、IFRS を必要とする企業の任意の選択による適用とすることが適切と考えられる。

我が国においては上場企業 3,500 社はもとより、大多数の会社が「日本基準」に基づいて会計処理、決算、開示を行っており、「日本基準」は紛れもなく日本経済の屋台骨を支える会計基準となっている。

また、将来においても、相当数の我が国企業が、連結・単体の双方に「日本基準」を適用することを指向するであろうことが推察される。「日本基準」は今後もコンバージェンスを行いながら、高品質な会計基準の一つとして維持されるべきものと考えられるところである。我々は貴委員会に対し、「日本基準」の重要性について改めて十分な考慮を巡らせていただくようお願いする次第である。

以 上